

平成28年12月

お客様各位

株式会社みなと銀行

## 送金受取人欄記載についてのお願い

平素よりみなと銀行をご利用いただき、誠にありがとうございます。

さて、お客様が海外へ送金するにあたり作成していただいている「外国送金依頼書」の記載についてお願いがございます。

「外国送金依頼書」の送金受取人欄に海外の金融機関を記載し、真の受取人情報をメッセージ欄に記載してご依頼される場合がございますが、下記理由により受付できなくなっていますので、送金受取人欄には最終的に資金を受け取る真の受取人（法人・個人）を記載していただくようお願い申し上げます。

### 【受付できない理由】

#### 1. 通知義務（犯罪による収益の移転防止に関する法律第9条第1項）

お客様からご依頼を受け外国送金を行う場合、みなと銀行はその送金に関する銀行に対してSWIFT（銀行間通信手段）電文により正確な送金内容を通知する法令上の義務がございます。送金受取人として真の受取人情報を通知しないと関係銀行は正確な送金情報をつかめず通知義務の履行に支障が生じることになります。

#### 2. 適法性確認義務（外国為替および外国貿易法第17条）

外国送金を取扱う銀行は、送金受取人等が資産凍結等経済制裁対象者に該当しないか、送金目的が諸法令に反しないかを確認する法令上の義務がございます。しかし、送金受取人として真の受取人情報を通知しないと関係銀行は正確な送金情報をつかめず適法性の確認義務の履行に支障が生じることになります。

### 【お受取人欄の記載】

お受取人名、お受取口座番号欄には「海外の銀行」ではなく「真の受取人」の情報を明記していただきますようお願いいたします。

以上